

## 高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱

令和2年9月9日  
総合政策課

(趣旨)

第1条 町は、高原町内における情報通信格差の解消を目的として、高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ網等の伝送路設備等を整備する電気通信事業者に対し、予算の範囲内において、高原町光ファイバ整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和41年規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高原町光ファイバ整備事業 光ファイバ網等の超高速通信基盤が未整備である高原町全域において、事業者が行う高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路設備等を整備する事業(以下「事業」という。)をいう。

(2) 電気通信事業者 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、次の各号に掲げる条件を全て満たしている電気通信事業者とする。

(1) 高原町光ファイバ整備事業における事業者選定実施要項に基づく公募により、事業を実施する事業者として選定されていること。

(2) 国が所管する無線システム普及支援事業費等補助金のうち、高度無線環境整備推進事業(伝送用専用線設備整備助成事業)に係る補助金(以下「国庫補助金」という。)の交付の決定を受けている、もしくは交付の決定が見込まれていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から国庫補助金を除いた額とし、予算の範囲内で町長が定めるものとする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 補助対象事業者は、前項に規定する補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 事業の概要、計画

(2) 事業に要する経費の見積書及びその明細書

(3) 国庫補助金の交付決定通知書の写し

(4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助

金を交付すべきものと認めるときは、規則第4条第1項の規定に基づき速やかに補助金の交付を決定し、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第8条 町長は、前条に規定する補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）が、第3条に規定する条件を満たさない場合又は満たさなくなった場合は、補助金交付決定通知書の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項又は規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、様式第3号により補助事業者に通知するものとする。

（着手届け）

第9条 補助事業者は、事業に着手しようとするときは、事業着手届（様式第4号）により、町長にその旨を届け出なければならない。

（変更等の承認）

第10条 補助事業者は、第7条に規定する補助金交付決定通知書を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）事業対象経費の額を変更しようとするとき。

（2）事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 補助事業者は、前項に規定する補助金等変更承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

（1）事業変更概要書

（2）その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項に規定する承認をする場合において、必要に応じて補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

4 町長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、補助金等変更交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業の遂行）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件並びに法令、規則及びこの要綱（以下「法令等」という。）の定めに従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告等）

第12条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事故報告書（様式第7号）により町長に報告し、その承認又は指示を受けなければならない。

（1）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（2）事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。

（実地調査）

第13条 町長は、必要に応じて補助事業等の遂行状況を実地に調査することができる。

(事業の遂行等の命令)

第14条 町長は、事業が補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令等に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 町長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、補助事業者に対し、事業の遂行の一時停止を命ずることができる。この場合において、町長は、補助事業者が前項の規定による命令の内容に適合させるための措置を町長の指定する期日までに執らないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業完了届)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに事業完了届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。なお、事業完了届については、実績報告書提出の20日前までに行うこととする。

2 前項の規定により事業完了届を受けたときは、事業完了届に基づき現地調査を行うものとする。

(実績報告)

第16条 規則第14条に規定する実績報告書は、様式第9号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 施設の完成後の図面及び設備の配置状況が分かる書類

(3) 事業の作業状況及び完成後の写真

(4) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第17条 補助事業者による実績報告を受けた場合において、当該補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められた時は、規則第15条に規定する補助金額確定通知書は、様式第10号とする。

(補助金の支払)

第18条 この補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算払により支払うものとする。ただし、町長が特に必要があると認められた場合には、一部を概算払により支払い、概算払額は、補助金交付決定額の10分の4以内とし、1,000円未満の端数が乗じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第11号による補助金概算払請求書を町長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、様式第12号による補助金精算払請求書を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第19条 規則第18条に規定する補助金返還命令書は、様式第13号のとおりとする。

(事業の経理)

第20条 補助事業者は、事業の経理について、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助金交付が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加させた財産のうち、取得

価格が単価50万円以上のものについて、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は当該財産に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

光ファイバ整備地域	補助対象経費
<p>高原町内において光ファイバ網等の超高速通信基盤が未整備である地域</p>	<p>1 路線設備</p> <p>ア 幹線設備 光ファイバケーブル、中継装置、電柱、増幅器等</p> <p>イ 分岐装置 クロージャ、カプラ、ノード等</p> <p>ウ 無線アクセス装置 アクセスポイント装置等</p> <p>エ その他伝送路の整備に要する経費</p> <p>2 センター設備</p> <p>ア スプリッタ</p> <p>イ ルータ</p> <p>ウ スイッチ</p> <p>エ 監視・制御装置</p> <p>オ その他サービスを提供するために必要な機器等</p> <p>3 附帯工事費</p> <p>4 用地取得費・道路費</p> <p>(1)前号までの施設及び設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）※ただし、町有地は除く。</p> <p>(2)附帯工事費</p>

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

高原町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

### 高原町光ファイバ整備事業補助金交付申請書

高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱に基づく高原町光ファイバ整備事業補助金については、金 円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則（昭和41年高原町規則第3号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 添付書類

- 1 事業の概要、計画
- 2 事業に要する経費の見積書及びその明細書
- 3 国が所管する無線システム普及支援事業費等補助金のうち、高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備助成事業）の交付決定通知書の写し

様式第2号（第7条関係）

高原町指令第 号  
年 月 日

様

高原町長

印

高原町光ファイバ整備事業補助金の交付決定について

年 月 日付けで申請のあった高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱に基づく高原町光ファイバ整備事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和41年高原町規則第3号）第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付決定に付した条件

高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

高原町指令第 号  
年 月 日

様

高原町長

印

高原町光ファイバ整備事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで補助金の交付決定を行った高原町光ファイバ整備事業補助金については、次のとおり取消しを決定したので、高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- |   |        |   |   |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付決定の額 | 金 | 円 |
| 2 | 取消額    | 金 | 円 |
| 3 | 取消事由   |   |   |



様式第4号（第9条関係）

年 月 日

高原町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

高原町光ファイバ整備事業着手届

年 月 日付け高原町指令第 号で補助金の交付決定通知のあった高原町光ファイバ整備事業費補助金に係る事業について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業着手年月日
- 2 事業完了予定年月日
- 3 事業担当者  
(事業者名)  
(担当者職名)  
(担当者氏名)  
(連絡先)

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

高原町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

高原町光ファイバ整備事業補助金等変更承認申請書

年 月 日付け高原町指令第 号で補助金の交付決定通知のあった高原町光ファイバ整備事業補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので、高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円  
(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類  
(1) 事業変更概要書

様式第6号（第10条関係）

高原町指令第 号  
年 月 日

様

高原町長

印

高原町光ファイバ整備事業補助金等変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高原町光ファイバ整備事業補助金等の変更については、下記のとおり変更を決定します。

記

1 事業名

2 事業費	変更前	金	円
	変更後	金	円

3 交付決定額	変更前	金	円
	変更後	金	円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

高原町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

高原町光ファイバ整備事業事故報告書

年 月 日付け高原町指令第 号で補助金の交付決定通知のあった高原町光ファイバ整備事業補助金に係る事業について、下記の事故が発生したので、高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 事業の遂行及び完了の予定

様式第8号（第15条関係）

年 月 日

高原町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

事業完了届

このことについて、下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

事業名	
事業実施主体名	
事業実施場所	
事業実施内容	
事業に係る工期	
完成年月日	

町確認欄

確認年月日 及び 職氏名	<p style="text-align: right;">印</p>
--------------------	-------------------------------------

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

高原町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

高原町光ファイバ整備事業実績報告書

年 月 日付け高原町指令第 号で補助金の交付決定通知のあった高原町光ファイバ整備事業補助金に係る事業について、事業が完了しましたので、高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱第14条第1項及び第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 収支決算書類
- (2) 施設の完成後の図面及び設備の配置状況が分かる書類
- (3) 事業の作業状況及び完成後の写真

様式第10号（第17条関係）

高原町指令第 号  
年 月 日

様

高原町長

印

高原町町光ファイバ整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付け高原町指令第 号で交付決定をした高原町光ファイバ整備事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和41年高原町規則第3号）第15条の規定によりその額を次のとおり確定したので、同条の規定により通知します。

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第 1 1 号 (第 1 8 条関係)

年 月 日

高原町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

高原町光ファイバ整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け高原町指令第 号で交付決定通知のあった高原町光ファイバ整備事業補助金について、高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱第 1 6 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

預金口座番号

銀行 本店・支店  
普通・当座 号  
フリガナ  
口座名義人



様式第12号（第18条関係）

年 月 日

高原町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

高原町光ファイバ整備事業補助金精算払請求書

年 月 日付け高原町指令第 号で交付決定通知のあった高原町光ファイバ整備事業補助金について、高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額	金	円
	(内訳)	
	交付決定額：金	円
	概算払額：金	円
	差引請求額：金	円

預金口座番号	銀行	本店・支店
	普通・当座	号
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第13号（第19条関係）

高原町指令第 号  
年 月 日

様

高原町長

印

高原町光ファイバ整備事業補助金返還命令書

高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱第19条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還理由
- 4 返還方法
- 5 補助金の交付決定金額 金 円
- 6 補助金の交付確定金額 金 円